

## 「新安保法制は憲法違反」の判決を要請します

2015年9月19日、新安保法制が強行採決されました。それは日本国憲法第9条に違反することはもちろん、集団的自衛権を憲法違反として認めてこなかった政府見解にも背く暴挙でした。多くの市民が「戦争法」と呼び、全国各地で、「廃止」を求める運動が継続されています。

山口県では2016年12月26日、違憲の安保法制制定により、「平和的生存権」や「人格権」、「憲法改正決定権」が侵害されたとして、国家賠償請求を求める安保法制違憲訴訟が提訴されました。「わやしちやーイケン」と、原告135名（追加提出分を含む）、弁護士19名が一斉に立ち上がりました（全国では22の裁判所で、原告7695名 弁護士1685名）。私たちが提訴したのは、立法府、行政府が暴走するもと、司法が憲法保障の役割を果たしてくれるとの確信からです。

安保法制違憲訴訟は、先行する地裁判決で、具体的権利侵害がないなどと棄却され、憲法判断を回避した判決が続いています。しかし、違憲の新安保法制が強行され、敵基地攻撃能力の保有にまで言及されるような異常な事態が積み上げられているなか、裁判官には、このような平和を脅かす事実を直視した判決が求められます。

私たちは、山口地方裁判所が、原告の権利侵害の訴えに真摯に向き合っていただくことを要請します。私たちは、山口地方裁判所が、一見極めて明白に違憲の新安保法制に対する憲法判断に踏み込んでいただくことを要請します。そして、司法に課された使命を全うすべく、裁判官の良心に基づいて「新安保法制は憲法違反」の判決をなされるよう強く要請します。

氏 名	住 所

### 署名取り扱い団体

呼びかけ団体 安保法制違憲訴訟山口弁護団・原告団・「訴訟の会」  
署名集約先 〒753-0074 山口県山口市中央4丁目3-3 山口県労働組合総連合(県労連)  
TEL 083-932-0465 / FAX 083-932-0412